

路線バス（自動運転レベル 2）運行業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026 年（令和 8 年）4 月 27 日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

- (1) 業務名 路線バス（自動運転レベル 2）運行業務
- (2) 業務場所 受注者の所在地及び福山市が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙「路線バス（自動運転レベル 2）運行業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

2 委託費

委託費の上限は 18,499,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。
- (7) 道路運送法第 4 条第 1 項に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の認可を受けている者、又は業務開始日までに確実に認可を受けることができる者とし、運行開始日までに運行に必要な手続きを確実にを行うことができる者であること。
- (8) 福山市又は備後圏域内に本社か支店又は営業所を置いている、又は業務開始までに支店又は営業所を置くことができる者で、運行サービスの不具合、事故などに迅速に対応できる者であること。

4 受注候補者の特定

路線バス(自動運転レベル2)運行業務事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定する。

5 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市建設局都市部都市交通課

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1161

E-mail：toshikou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026年(令和8年)4月27日(月)
実施要領等の配付期間	2026年(令和8年)4月27日(月)から 同年5月15日(金)まで
質問書受付期間	2026年(令和8年)4月27日(月)から 同年5月8日(金)午後5時まで
質問書に対する 回答期限・回答方法	2026年(令和8年)5月11日(月) 市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)
参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)4月27日(月)から 同年5月15日(金)まで
企画提案書の提出者の 選定通知	2026年(令和8年)5月18日(月)
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)5月18日(月)から 同年5月27日(水)午後5時まで
プレゼンテーションの 実施	2026年(令和8年)5月29日(金) (予定)
企画提案書の選定通知	2026年(令和8年)5月29日(金) (予定)

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2026年(令和8年)4月27日(月)から同年5月15日(金)まで

イ 配布場所

福山市ホームページからダウンロードすること。(個別の配布は行わない。)

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加

資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に特定する。

6 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

7 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

8 その他

詳細は、路線バス（自動運転レベル2）運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領に定めるところによる。